

令和7年12月19日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への
物価高騰生活支援給付金の支給について

1 主旨

令和7年11月21日に国が閣議決定をした「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく物価高騰に対する生活者支援の一環として、生活に直結する食料品等の購入負担を軽減することを目的に、令和7年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付を実施する。

2 事業概要

(1) 支給対象者

以下の全ての要件を満たす世帯の世帯主

- ①令和7年12月22日に世田谷区に住民登録があること
- ②世帯全員が令和7年度分住民税非課税又は均等割のみ課税となった者のみで構成されていること

(2) 支給対象世帯数（見込み）

約120,000世帯

(3) 支給額

1世帯あたり2万円

(4) 支給方法

- ①「令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金」を受給した本給付金対象世帯の世帯主に対して、支給のお知らせ（以下、「プッシュはがき」という）を送付し、原則手続き不要で前回口座へ振り込みを行う。
- ②上記①記載の過去給付金にて給付実績がない支給対象世帯の世帯主に対して確認書兼申請書を送付し、返送のあった申請書について内容を審査の上、指定の口座へ支給する。

(5) 予算額

令和7年第3回臨時会（第5次補正予算）に提案する。

補正予算	2,833,395千円
（内訳）①事業費（支給額）	2,400,000千円
②事務経費	433,395千円

特定財源（地方創生臨時交付金）	2,266,288千円
（内訳）①事業費	1,919,637千円
②事務経費	346,651千円

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月2日	コールセンター開設
3月15日	区のお知らせ掲載
3月30日	対象世帯へプッシュはがきの送付
4月6日～	対象世帯へ確認書兼申請書送付
4月15・16日	プッシュはがき対象世帯へ支給、以降順次支給開始
6月30日	申請期限
8月31日	最終支払い・コールセンター閉鎖